

廃車または名義変更の 手続きは4月1日までに

Q

今年3月に、友だちにバイクを譲りました。今年の軽自動車税は、だれが納めることになるのでしょうか。

A

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。したがって、今年の軽自動車税は、4月1日^(注)までに名義変更の手続きをしてあれば、あなたのお友だちにかかりますが、手続きをしていなければ、あなたにかかることとなります。廃車などの手続きも4月1日^(注)までに行えば税金がかかりません。

(注)自動車税(県税)の対象となる普通車等は、3月末日となります。

■登録・廃車などの申告手続き先

車 種	申告手続き先
原 動 機 付 自 転 車 (125ccまでのもの) 小 型 特 殊 自 動 車 特定小型原動機付自転車	市民税課： 軽自・諸税係(葵区追手町5-1) 電話 221-1218 井川支所 電話 260-2211 駿河税務センター (駿河区南八幡町10-40) 電話 287-8669 長田支所 電話 259-5522 清水市税事務所： 証明・原付登録窓口(清水区旭町6-8) 電話 354-2071 蒲原支所 電話 385-7770
軽 二 輪 車 (125cc超250ccまで) 二 輪 の 小 型 自 動 車 (250ccを超えるもの)	中部運輸局静岡運輸支局(駿河区国吉田二丁目4-25) 電話 050-5540-2050
軽 三 ・ 四 輪 車	軽自動車検査協会静岡事務所(駿河区国吉田一丁目1-26) 電話 050-3816-1776

ご質問にお答えします。

25

軽自動車税には月割りで 計算する課税制度はあるか

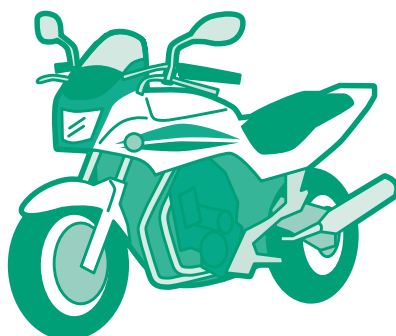
Q

今年3月末に購入した400ccのバイクを4月末に廃車しましたが、わずか1か月しか乗っていませんので12分の1に減額されるのでしょうか。

A

軽自動車税は、自動車税(県税)と異なり、月割りで計算するような課税制度がありませんので、たとえ1か月しか所有していなくても全額を納めていただかなければなりません。

軽自動車税は、税額が自動車税に比較して低く定められており、所有者の大きな負担にならないこと、また、月割り制度による徴税コスト増などを考慮した結果、月割り制度は昭和56年度に廃止されました。



軽自動車の車検(継続検査)の 軽自動車税納税証明書について

Q

軽自動車の車検(継続検査)に軽自動車税納税証明書の提示は必要ですか。

A

令和5年1月から軽自動車に対する納税情報を全国的車検場にオンラインで共有できる軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)により、車検場での納税証明書の提示は原則不要となりました。

なお、軽JNKSの対象となる車両は、軽三・四輪車、被けん引車及び排気量250ccを超える二輪車です。

ただし、納付してから軽JNKSに情報が登録されるまで、一定の期間がかかります。そのため、納付後すぐ、または、5月31日から6月中旬の間に車検を受けたい場合は、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで納付を行い、納税通知書に添付されている納税証明書をご利用ください。(納税証明書欄がない納付書の場合は、納付後に領収証書を持参の上、車検用納税証明書の交付を証明窓口(P35)にて受けてください。)

また、車の標識番号を変更したなど直前の課税がない車両について車検を受ける場合は、車検証を持参の上、納税証明書の交付を証明窓口(P35)で受けてください。

ご質問にお答えします。

27

特定小型原動機付自転車について

Q

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を購入しましたが、軽自動車税の登録申告が必要ですか？

A

電動キックボードを所有している場合は、「特定小型原動機付自転車」または「一般原動機付自転車」として登録する必要があります。

以下の要件をすべて満たす電動キックボードは、「特定小型原動機付自転車」に分類されます。

1. 原動機の定格出力は0.6kW以下
2. 車体は長さ190cm以下、幅60cm以下
3. 時速20Kmを超える速度が出ない

※要件を満たさない場合は、「特定小型原動機付自転車」には該当しないため、一般原動機付自転車として登録する必要があります。

※登録手続きについては「P30」参照

●税額

毎年4月1日時点で、「特定小型原動機付自転車」を所有している方は、軽自動車税(年額2,000円)が課税されます。

公道を走ることがない 原付バイクの課税について

Q

自宅に保管している原付バイクに納税通知書が届きましたが、公道を走ることがない原付バイクにも課税されるのですか。もし課税されるのであれば自動車のように一時抹消手続きをすることはできますか。

A

軽自動車税は、原付バイク等を含む軽自動車を保有することに対し課税されますので、道路を走行しない車両であっても課税の対象となります。

また、原動機付自転車および小型特殊自動車については、登録の一時抹消は道路運送車両運送法に定められていないためできません。

なお、以下のような場合は、廃車手続きが認められませんのでご注意ください。

●廃車が認められない場合の例

- ・公道を走る予定はないが、車体はそのまま所有しつづける。
- ・公道を走る予定はないが、コレクションとして所有する。
- ・友人に譲る予定で廃車手続きをしたが、思い直してもう一度登録して使用する予定である。
- ・故障して使用できない状態であったため廃車手続きをしたが、修理ができれば再登録する予定である。